

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県条例第15号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年静岡県条例第40号）の一部を次のように改正する。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| (設立の認証の申請等)   | (設立の認証の申請等)   |
| <b>第2条</b> (略)  | <b>第2条</b> (略)  |
| 2～4 (略)   | 2～4 (略)   |
| 5 第2項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の11第1項の規定により地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）から当該役員に係る同法第30条の9に規定する機構保存本人確認情報（以下「機構保存本人確認情報」という。）の提供を受けるとき、又は同法第30条の15第1項の規定により当該役員に係る同法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報（以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）を利用するときは、第1項の申請書には、第2項第1号に掲げる書面を添付することを要しない。 | 5 第2項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の11第1項の規定により地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）から当該役員に係る同法第30条の7第4項に規定する機構保存本人確認情報（以下「機構保存本人確認情報」という。）の提供を受けるとき、又は同法第30条の15第1項の規定により当該役員に係る同法第30条の6第4項に規定する都道府県知事保存本人確認情報（以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）を利用するときは、第1項の申請書には、第2項第1号に掲げる書面を添付することを要しない。 |
| 6～8 (略)   | 6～8 (略)   |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

この条例は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。